

## 6 環境基準等の概要

### 大気の汚染に係る環境基準について(抜粋)

昭和 48.5.8 環境庁告示 25  
最終改正 平成 21.9.9 環境省告示 33

公害対策基本法第 9 条第 1 項〔 〕による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）およびその達成期間は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

〔 〕環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 5 年法律第 92 号）第 2 条の規定で、廃止前の公害対策基本法第 9 条第 1 項の規定により定められている環境基準は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定により定められた基準とみなすとされている。

#### 1 環境基準

- (1) 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- (2) (1)の環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確には握ることができると思われる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- (3) (1)の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

#### 2 達成期間

- (1) 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和 48.5.8 環境庁告示 25）
- (2) 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として 5 年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和 48.5.8 環境庁告示 25）
- (3) 二酸化窒素に係る環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあっては、1 時間値の 1 日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として 7 年以内とする。  
また、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。（昭和 53.7.11 環境庁告示 38）
- (4) ベンゼン、トリクロロエチレン、及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。（平成 9.2.4 環境庁告示 4）
- (5) 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。（平成 21.9.9 環境省告示 33）

#### 3 評価について

- (1) 昭和 48 年 6 月 12 日付環大企第 143 号通達の要約  
環境基準にてらして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。  
短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた 1 時間値又は 1 時間値の 1 日平均値にてらして評価することをいう。  
なお、1 日平均値の評価に当たっては、1 時間値の欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間をこえる場合には、評価対象としないものとする。  
長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる 1 日平均値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した 1 日平均値を環境基

準の1時間値の1日平均値にてらして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準をこえる日が2日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととしている。

(2) 昭和53年7月17日付環大企第262号通達 요약

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」という。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。ただし、1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は、用いないものとする。また、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。

別表

物質	二酸化 いおう	一酸化 炭素	浮遊 粒子状 物質	二酸化 窒素	光化学 オキシダ ント	ベンゼン	トリクロロ エチレン、 テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	微小 粒子状 物質
環 境 上 の 条 件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
測 定 方 法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による濃度測定方法又はこの測定方法によって測定された重量濃度の直線的な関係を得る量が得られる光散乱法、圧電法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試験を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法又は電線吸収法又はエチル発光法	キャニスター若しくは採取した試料をガスロマトグラフにより測定する方法等以上の性能を有する方法	若しくは捕集管をガス分析計に接続して測定する方法	濾過捕集による濃度測定方法又はこの方法によつて測定された質量濃度と等価な値が得られる自動測定機による方法	
備考1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。									
2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。									
3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう									

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/ 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03 mg/ 以下
鉛	0.01 mg/ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ 以下
六価クロム	0.05 mg/ 以下	1,3-ジクロロベンゼン	0.002 mg/ 以下
砒素	0.01 mg/ 以下	チウラム	0.006 mg/ 以下
総水銀	0.0005 mg/ 以下	シマジン	0.003 mg/ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/ 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ 以下	セレン	0.01 mg/ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ 以下	ふっ素	0.8 mg/ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ 以下	ほう素	1 mg/ 以下
トリス(1,2-ジクロロエチル)	0.04 mg/ 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ 以下		
対象水域			
全公共用水域			
達成期間			
直ちに達成し、維持するよう努める。			
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄（略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。（以下 略）			
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。			
4 （略）			

## 2 生活環境の保全に関する環境基準

### (1) 河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当水域 (市関係分)
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg / 以下	25mg / 以下	7.5mg / 以上	50MPN /100m 以下	
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg / 以下	25mg / 以下	7.5mg / 以上	1,000MPN /100m 以下	
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg / 以下	25mg / 以下	5mg / 以上	5,000MPN /100m 以下	神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川) 猪名川下流(1)(箕面川合流点より下流(藻川を含む)。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く)
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg / 以下	50mg / 以下	5mg / 以上		武庫川下流(仁川合流点から下流) 庄下川本流全域 昆陽川本流全域
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg / 以下	100mg / 以下	2mg / 以上		猪名川下流(2)(藻川分岐点から藻川合流点まで)
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg / 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg / 以上		
測定方法		(略)					
備考 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに順ずる。) 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg / 以上とする。(湖沼、海域もこれに順ずる。) 3 (略) 4 (略)							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## (2) 海 域

項目 類型	利用目的の適 応性	基 準 値					該当水域 (市関係分)
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級、水浴、 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ 以下	7.5mg/ 以上	1,000MPN /100m以下	検出されない こと。	
B	水産2級、工業用 水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ 以下	5mg/ 以上		検出されない こと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ 以下	2mg/ 以上			大阪湾(1)
測定方法		(略)					
備考1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100m以下とする。 2 (略)							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 " 2級：ポラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適 応性	基 準 値		該当水域 (市関係分)
		全 窒 素	全 燐	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/ 以下	0.02mg/ 以下	
	水産1種水浴及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/ 以下	0.03mg/ 以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/ 以下	0.05mg/ 以下	
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ 以下	0.09mg/ 以下	大阪湾(イ)
測定方法		(略)		
備考1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度



## 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

平成 9.3.13 環境庁告示 10

最終改正 平成 21.11.30 環境庁告示 79

環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

### 第 1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

### 第 2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

### 第 3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によるものが明らかであると認められる場合を除く。）。

### 第 4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

### 別表

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ 以下
六価クロム	0.05 mg/ 以下
砒素	0.01 mg/ 以下
総水銀	0.0005 mg/ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg/ 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/ 以下
1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/ 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/ 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/ 以下
チウラム	0.006 mg/ 以下
シマジン	0.003 mg/ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ 以下
セレン	0.01 mg/ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ 以下
ふっ素	0.8 mg/ 以下
ほう素	1 mg/ 以下
1, 4 - ジオキサン	0.05 mg/ 以下
測定方法 (略)	
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
備考 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを言う。	
備考 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 42.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	
備考 4 1,2 - ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

項目	環境上の条件	達成期間	適用除外
カドミウム	検液 1 につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。	<p>環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、環境の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。</p> <p>なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上記の項目の欄に掲げ項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。</p>
全シアン	検液中に検出されないこと。		
有機燐	検液中に検出されないこと。		
鉛	検液 1 につき 0.01 mg 以下であること。		
六価クロム	検液 1 につき 0.05 mg 以下であること。		
砒素	検液 1 につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。		
総水銀	検液 1 につき 0.0005 mg 以下であること。		
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。		
P C B	検液中に検出されないこと。		
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。		
ジクロロメタン	検液 1 につき 0.02 mg 以下であること。		
四塩化炭素	検液 1 につき 0.002 mg 以下であること。		
1,2-ジクロロエタン	検液 1 につき 0.004 mg 以下であること。		
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 につき 0.02 mg 以下であること。		
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 につき 0.04 mg 以下であること。		
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 につき 1 mg 以下であること。		
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 につき 0.006 mg 以下であること。		
トリクロロエチレン	検液 1 につき 0.03 mg 以下であること。		
テトラクロロエチレン	検液 1 につき 0.01 mg 以下であること。		
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 につき 0.002 mg 以下であること。		
チウラム	検液 1 につき 0.006 mg 以下であること。		
シマジン	検液 1 につき 0.003 mg 以下であること。		
チオベンカルブ	検液 1 につき 0.02 mg 以下であること。		
ベンゼン	検液 1 につき 0.01 mg 以下であること。		
セレン	検液 1 につき 0.01 mg 以下であること。		
ふっ素	検液 1 につき 0.8 mg 以下であること。		
ほう素	検液 1 につき 1 mg 以下であること。		
<p>備考 1 （略）</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。</p>			

騒音に係る環境基準について（抜粋）

平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、平成 11 年 4 月 1 日適用  
（単位：デシベル）

地域の区分	昼間	夜間
AA（特に静穏を要する地域）	50 以下	40 以下
A（専ら住居の用に供される地域）	55 以下	45 以下
B（主として住居の用に供される地域）		
C（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）	60 以下	50 以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず、次に掲げるとおりとする。

地域の区分	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に接近する空間については、上表にかかわらず、特例として、次に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に接近する空間	昼間	夜間
	70 以下	65 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めて生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45 d B 以下、夜間 40 d B 以下）によることができる。		

\* 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の後背地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

（注）

- (1) 評価手法 等価騒音レベル（L A e q）
- (2) 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで  
夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
- (3) 幹線交通を担う道路  
道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）  
前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施工規則第 7 条第 1 項 1 号に定める自動車専用道路
- (4) 幹線交通を担う道路に近接する空間  
2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 道路端から 15 メートル  
2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 道路端から 20 メートル

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

平成 11.3.30 兵庫県告示第 566 号  
最終改正 平成 18.3.7 兵庫県告示第 373 号  
平成 18.3.20 施行

- 1 AA の類型を当てはめる地域  
本市は該当地域なし。
- 2 A の類型を当てはめる地域
  - (1) 平成 8 年兵庫県告示第 542 号（環境の保全と創造に関する条例に基づく工場等における規制基準）別表第 6 の備考 1 なお書に規定する第 1 種区域
  - (2) 平成 8 年兵庫県告示第 542 号別表第 6 の備考 1 なお書に規定する第 2 種区域（都市計画法第 8 条第 1 項の規定に基づく第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。）

3 Bの類型を当てはめる地域

平成8年兵庫県告示第542号別表第6の備考1なお書に規定する第2種区域(2の(2)に掲げる地域を除く。)

4 Cの類型を当てはめる地域

平成8年兵庫県告示第542号別表第6の備考1なお書に規定する第3種区域及び第4種区域

航空機騒音に係る環境基準について(抜粋)

昭和48.12.27 環境庁告示154

最終改正 平成5.10.28 環境庁告示91

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	基準値(単位 W E C P N L)
	70以下
	75以下

[参考] 地域の類型、については次のとおりである。(昭和51.7.2 兵庫県告示1376)

地域の類型	地域の類型をあてはめる地域
	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 達成期間等〔大阪国際空港に関連する事項のみ〕

(1) 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分	達成期間	改善目標
第一種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未滿とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。

備考1、2 (略)

3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

(2) (略)

(3) 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、(1)の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(抜粋)

昭和50.7.29 環境庁告示46

最終改正 平成5.10.28 環境庁告示91

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	基準値
	70デシベル以下
	75デシベル以下

[参考] 地域の類型、については次のとおりである。なお、地域類型をあてはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300m以内の地域

地域の類型	地域の類型をあてはめる地域
	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## 2 達成目標期間〔山陽新幹線鉄道に関連する事項のみ〕

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間（既設新幹線鉄道）	
a	80 デシベル以上の区域	3 年以内	
b	75 デシベルを超え 80 デシベル未満の区域	イ	7 年以内
		ロ	10 年以内
c	70 デシベルを超え 75 デシベル以下の区域	10 年以内	

備考 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄の b の区域中イとは地域の類型 に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

2 (略)

3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る区間は、環境基準が定められた日から起算する。

## ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

平成 11.12.27 環境庁告示第 68 号  
最終 平成 14. 7.22 環境省告示第 46 号

ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準を次のとおり定め、平成 12 年 1 月 15 日から適用する。

## ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について

ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、次のとおりとする。

## 第 1 環境基準

- (1) 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- (2) (1)の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- (3) 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- (4) 水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- (5) 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

## 第 2 達成期間等

- (1) 環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めることとする。
- (2) 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあってはその維持に努めることとする。

- (3) 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第3 環境基準の見直しダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

別表 ダイオキシン類環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。  
 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。(調査指標)

大気汚染防止法第21条第1項の規定に基づく自動車排出ガスによる大気の汚染の限度を定める命令(抜粋)

昭和46.6.23 総理府・厚生省令2

最終改正 昭和46.7.1 総理府令41

(大気の汚染の限度)

第1条 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第21条第1項の総理府令で定める限度は、一酸化炭素の大気中における含有率の1時間値(以下単に「1時間値」という。)の月間平均値100万分の10とする。(第2条以下 略)

[参考] 大気汚染防止法

(測定に基づく要請等)

第21条 都道府県知事は、・・・(中略)・・・自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が総理府令で定める限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。(以下略)

騒音に係る要請限度について(抜粋)

(平成12年3月2日公布 総理府令第15号 平成12年4月1日施行)

第1条 この府令において、次の号に掲げる用語の意義は、それぞれ各該当の定めるところによる。

- 1 車線1縦列の自動車(二輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 2 幹線交通を担う道路(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る。並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。
- 3 昼間 午前6時から午後10時までの間をいう。
- 4 夜間 午後10時から翌日の午前6時までを間をいう。
- 5 デシベル 計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

第2条 騒音規制法第17条第1項の総理府令で定める限度(以下「限度」という。)は別表のとおりとする。

第3条 別表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

第4条 (略)

第5条

1~3 (略)

4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

5~7 (略)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考 a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 a 区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b 区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

#### 自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について（抜粋）

（平成 13 年 3 月 28 日尼崎市告示第 98 号、平成 13 年 4 月 1 日）

- 1 a 区域
  - (1) 騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成 13 年尼崎市告示第 95 号。以下「告示第 95 号」という。）において指定した地域のうち、第 1 種区域
  - (2) 告示第 95 号において指定した地域のうち、第 2 種区域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。）
- 2 b 区域  
告示第 95 号において指定した地域のうち、第 2 種区域（1(2)に掲げる区域を除く。）
- 3 c 区域  
告示第 95 号において指定した地域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域

#### 振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく道路交通振動の限度

振動規制法施行規則 昭和 51.11.10 総理府令 58  
最終改正 平成 12.10.29 総理府令 25

第 12 条 法第 16 条第 1 項の環境省令で定める限度は、別表第 2 のとおりとする。

（以下 略）

#### 別表第 2

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

備考 1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として尼崎市長が定めた区域をいう。

- (1) 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第 2 種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2～8 （略）

〔参考〕 振動規制法

（測定に基づく要請）

第 16 条 市町村長は、・・・(中略)・・・指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。（以下 略）

自動車騒音許容限度の推移

(単位 デシベル)

自動車の種類			定常走行騒音			排気騒音		近接排気騒音		加速走行騒音								
			規制年			規制年		規制年										
			26年規制	46年規制	10～13年規制	26年規制	46年規制	61～元年規制	10～13年規制	46年規制	51・52年規制	54年規制	57～62年規制	10～13年規制				
大型	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	全輪駆動車、トラック及びクレーン車	80 (84.0)	83《 1.0》	[平成13年]	80	107 [元年]	[平成13年]	92	89 [51年]	86	[61年]	82《 1》	[平成13年]				
		トラック		[平成13年]	[平成13年]			83 [60年]				[平成13年]						
		バス		[平成10年]	[平成13年]			[59年]				81《 2》	[平成10年]					
中型	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの	全輪駆動車	78 (82.0)	80《 2.0》	[平成13年]	78	105 [元年]	[平成13年]	89	87 [51年]	86	83 [58年]	81《 2》	[平成13年]				
		トラック		[平成13年]	[平成13年]			80《 3》					[平成13年]					
		バス		[平成12年]	[平成13年]								[平成12年]					
小型	車両総重量が3.5トン以下のもの	軽自動車以外	85	74 (78.0)	[平成12年]	85	74	103 [元年]	[平成13年]	85	83 [52年]	81	78	全輪駆動車	[平成12年]			
					G V W 1.7t				[平成11年]					[平成13年]	[平成11年]			
		軽自動車			キャブオーバー				[平成12年]					[平成13年]	[平成12年]	76《 2》	[平成12年]	
					ボンネット				[平成11年]					[平成13年]	[平成11年]			
乗用車	専ら乗用の用に供す乗車定員10人以下のもの	乗車定員6人超	70 (74.0)	[平成11年]	70	103 [63年]	[平成13年]	84	82 [52年]	81	78 [57年]	76《 2》	[平成11年]					
		乗車定員6人以上人以下		[平成10年]			[平成13年]						[平成10年]					
二輪自動車	二輪の小型自動車(総排気量0.250lを超え、0.125l以下のもの)及び第一種原動機付自転車(総排気量が0.125lを超え0.250l以下のもの)	小型	74	(78.1)	72《 6.1》	[平成13年]	74	99 [61年]	94《 5》	[平成13年]	86	83	[51年]	78	75	[62年]	73《 2》	[平成13年]
		軽		(75.1)	71《 4.1》	[平成10年]			94《 5》	[平成13年]			84		[51年]	[60年]	[平成10年]	
原動機付自転車	第二種原動機付自転車(総排気量0.050lを超え、0.125l以下のもの)及び第一種原動機付自転車(総排気量0.050l以下のもの)	第二種	70	(71.1)	68《 3.1》	[平成13年]	70	95 [61年]	90《 5》	[平成13年]	82	79	[51年]	75	72	[61年]	71《 1》	[平成13年]
		第一種		(69.6)	65《 4.6》	[平成10年]			84《 5》	[平成13年]			80		[51年]	[59年]	[平成10年]	
使用過程車	全車		85	85	85	85	85	新車と同一	新車と同一									

205

備考 1 定常走行騒音の46年規制の欄中( )内の数値は、測定速度及び測定位置の変更による現行規制値の換算値を示す。 環境庁公表資料  
 2 [ ]内は、規制年を示す。  
 3 《 》内は、定常走行騒音にあっては旧規制値の換算値からの削減量、近接排気騒音及び加速走行騒音にあっては旧規制値からの削減量を示す  
 4 < >内は、リヤエンジン車を示す。  
 5 元年規制以前については、「150 ｷﾛﾜｯﾄ」を「200 馬力」と読みかえる。  
 6 近接排気騒音規制は、排気騒音規制に替えて導入された。  
 7 近接排気騒音の規制値の欄中、使用過程車についての「新車と同一」とは、車種ごとに新車時に適用された数値と同じ数値がその車が使用過程車に入った段階においても適用されることを示す